

意見書案第 5 号

国に私学助成の拡充を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 17 日提出

| | | | | | |
|-----|---------|---|---|---|----|
| 提出者 | 綾瀬市議会議員 | 武 | 藤 | 俊 | 宏 |
| 賛成者 | 同 | 野 | 田 | 広 | 吉 |
| 同 | 同 | 古 | 市 | 正 | |
| 同 | 同 | 石 | 井 | 麻 | 理 |
| 同 | 同 | 安 | 藤 | 多 | 恵子 |
| 同 | 同 | 上 | 田 | 博 | 之 |

国に私学助成の拡充を求める意見書

令和7年2月の自由民主党・公明党・日本維新の会による高校授業料無償化に向けた3党合意を受け、年収910万円以上の全世帯に年額118,800円を支援するための補正予算が3月31日に成立した。合意内容には、令和8年度から授業料支援額を7年度の私立高校授業料平均額に相当する457,000円に引き上げ、所得制限を撤廃することも盛り込まれているが、これで全てが無償化となるわけではない。

文部科学省は、令和7年度限りの新規支援策として高校生等臨時支援金を実施しているが、8年度からは、所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引上げも含め検討中としており、必要な財源を確保した上で、合意された内容を着実に実施することが求められる。

また、授業料が実質無償になったとしても、入学金や施設設備費等の私費負担は変わらず、入学金の補助制度創設や施設設備費等の補助対象化など、さらなる措置を講じる必要がある。

さらに、私立学校への経常費助成は、公立高校生1人当たりに対する公費支出額の3割にとどまっており、私立学校が公教育として重要な役割を担っていることからも、私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された、経常的経費国庫補助2分の1助成の速やかな実現が求められる。

よって、国においては、公立私立の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

綾瀬市議会議長 齊藤慶吾

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣

文部科学大臣 あて

(提案理由)

公立私立の学費格差をさらに改善するため、私学助成の増額を求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたたく提案するものであります。

意見書案第 6 号

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 17 日提出

| | | | | | |
|-----|---------|---|---|---|----|
| 提出者 | 綾瀬市議会議員 | 武 | 藤 | 俊 | 宏 |
| 賛成者 | 同 | 野 | 田 | 広 | 吉 |
| 同 | 同 | 古 | 市 | 正 | |
| 同 | 同 | 石 | 井 | 麻 | 理 |
| 同 | 同 | 安 | 藤 | 多 | 恵子 |
| 同 | 同 | 上 | 田 | 博 | 之 |

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

今年度、県内の私立学校に対する生徒1人当たりの経常費補助額は国、県とともに増となり、特に私立高校においては国基準額に達した。一方で、小学校と中学校に対する県の経常費補助額は、いまだ国基準額に達しておらず全国最下位水準となっている。また、県内在住の私立高校生に対する授業料補助上限額は、年収750万円未満世帯まで拡充され、公立私立間の学費格差の是正が進み、進学先の選択肢が広がった。

しかしながら、私立高校においては、少子化に伴い今後入学者が減少する見通しから財政的な不安を抱えており、補助制度を向上させる特別な措置が求められるとともに、保護者負担軽減も授業料補助のみで、施設設備費等の負担は残されたままとなっている。

東京都では、所得制限が撤廃され、全ての私立高校生が実質授業料無償となったほか、私立中学校に通う世帯には所得制限なく授業料が補助される制度がある。また、東京都から他県の私立高校に通う生徒は補助対象となるが、神奈川県から県外の私立高校へ通う生徒は補助対象外となっている。

これらの課題解決に向け、私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減するとともに、私立学校の補助制度を向上させ、全ての子供たちの学ぶ権利を保障するためには、私学助成を一層拡充していくことが重要である。

よって、県においては、令和8年度予算において私学助成の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

綾瀬市議会議長 齊藤慶吾

神奈川県知事 あて

(提案理由)

私学助成の拡充を求めるため、神奈川県知事に意見書を提出いたしたく提案するものであります。

意見書案第 7 号

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 17 日提出

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 綾瀬市議会議員 | 上 田 博 之 |
| 賛成者 | 同 | 福 田 久美子 |
| 同 | 同 | 安 藤 多恵子 |
| 同 | 同 | 畠 井 陽 子 |
| 同 | 同 | 岡 徳 行 |

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

現行法では、どちらかが改姓しなければ法律上の婚姻は成立しないため、婚姻時の改姓により、日常生活や仕事で不利益を被っている人たちがいる。解決するには、婚姻後に夫婦それぞれの姓を名のることも選べる選択的夫婦別姓制度の導入が必要である。多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点からも、婚姻に際してどちらも改姓しないという選択肢を認める法制化が求められている。

2024年には、一般社団法人日本経済団体連合会や、公益社団法人経済同友会などが足並みを揃え、選択的夫婦別姓制度の導入を政府に求めた。これは、旧姓であるビジネスネームと戸籍の姓が異なることによる海外渡航の際の問題や、旧姓時代のキャリアが別人格のものと見なされるなどの不利益が生じていることによる。現代社会では、男女ともに生まれ持った氏名で、信用・実績・資産を築いてから結婚を迎えるケースも多く、改姓によるキャリアへの影響が指摘されている。また子連れ再婚も増加傾向にあり、再婚時の子どもの苗字をめぐる困り事も増えている。

政府は通称使用の拡大に向けた取組を進めているが、これではダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、さらに国際的な場面での不都合も現実に生じるなど課題が残り、根本的な解決にはならない。姓が変わることでアイデンティティーの喪失感を抱いたり、姓を変えたくないために、やむを得ず事実婚を選ぶ人たちの人権を尊重しなければならない。

現在の我が国の夫婦同姓制度は、1898（明治31）年に公布された民法において初めて規定されたが、海外では順次別氏制が導入され、現在では夫婦同姓でなくては婚姻ができない国は日本以外にはない。

選択的夫婦別姓制度の法制化は、こうした問題を解決し、誰もが改姓による不利益、苦痛を感じることなく結婚・出産でき、老後も法的な家族として支え合い、さらには自分の名前で生きたいという人権かつ個人のアイデンティティーを尊重できる社会の実現につながる。国民一人一人が活躍できる社会を実現することは国の責務である。

よって、国会及び政府において、こうした社会状況を真摯に受け止め、選択的夫婦別姓制度の国会審議を推進し、早期の法制化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

綾瀬市議会議長 齊 藤 慶 吾

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
法務大臣 内閣府特命担当大臣（男女共同参画） あて

（提案理由）

夫婦同姓制度により不利益を被る人がいる現在の社会状況を真摯に受け止め、選択的夫婦別姓制度の国会審議を推進し、早期の法制化を強く求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。